

Zenken通信 (vol. 22)

▽ 今回のお届け情報

Title: 群馬県「現場代理人の兼務認める」

Outline

添付資料P1~2

○群馬県は、早期発注に伴う受注者側の人手不足を解消するため、平成21年4月より2年間、一定の条件が整えば、現場代理人の兼務を認めることとした。

[内容]

1. 兼務の対象となる工事
 - ア. 現場が特定されない管内一円工事（除草工、緊急工事等）
 - イ. 多数の現場を一括して発注した維持補修工事
 - ウ. ほかの工事
2. 兼務が認められる組み合わせ
 - ① ア＋ア、ア＋イ、イ＋イ
 - ② ア＋ウ、イ＋ウ※ウ＋ウは認められない。
3. その他
 - ① 「ウ. ほかの工事」については、請負金額の上限は設定しない。
 - ② 「ア. 管内一円工事」と「イ. 維持補修工事」については、件数の上限は設定しない。

○また、同県は上記試行とあわせて、最低制限価格等の算定基準を中央公契連モデルに移行するとした。

担 当 ： 事業企画課 林

現場代理人の兼務容認

県監理課

管内一円工事等が対象

金額や件数の上限なし

県監理課は、検討を進めていた現場代理人の兼務を26日、新年度からの試行という形で部内建設工事発注所属長へ通達した。兼務対象工事は、県土整備部が発注する「現場が特定されない管内一円工事（除草や緊急工事など）」および「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」と「ほかの工事」としており「ほかの工事」については、神奈川県や埼玉県が適用しているような上限金額は問わず、また工種も問わないとしている。さらに「ほかの工事」との兼務が可能となる「現場が特定されない管内一円工事」および「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」の件数に関しても上限を設けない方針。試行期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間としている。

本県の建設工事請負契約約款では、現場代理人の規定について、契約の履行に関して工事現場に常駐し、その運営および取締りを行う」という文言が記されており、配置する予定の現場代理人は、ほかの工事現場を重複することができない。しかし、今回の現場代理人の兼務は、受注者の人手不足や早期発注の必要性などを受け検討が進められたもので、兼務が容認された「現場が特定されない管内一円工事」や「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」は、現場の状況が一般工事とは異なることから兼務を可と

した。今回のポイントは「現場が特定されない管内一円工事」、「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」、「ほかの工事」の組み合わせ。「ほかの工事」とそれ以外の工事の兼務は可能であり、「現場が特定されない管内一円工事」と「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」それぞれの兼務についても可能だが、「ほかの工事」と「ほかの工事」の組み合わせは認められないということ。また、土木事務所での縛りもないことも重要な点。例えば、渋川土木事務所発注の橋梁下部工事600万円と中之条土木事

6000万円を請け負っている現場代理人が沼田土木事務所発注の「現場が特定されない管内一円工事」または「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」を兼務することができ、これに加え、さらに中之条土木事務所発注の「現場が特定されない管内一円工事」または「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」も同時に兼務できることとなる。何度も言うようにだが、「ほかの工事」と「ほかの工事」の兼務はできない。例えば、先ほどの渋川土木事務所発注の橋梁下部工事600万円と中之条土木事

務所発注の道路改良工事4000万円は兼務できないという具合。もちろん、同部発注案件とほかの部局の発注案件についても兼務はできない。ただ、東毛地域で県土整備部発注の「現場が特定されない管内一円工事」または「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」を請け負っている現場代理人が企業局の団地造成工事も兼務してよいのでは？などと受注者が負担を強いられる状況。この現状を考慮し、今回兼務を認めることで改善を図ったわけだが、受注者の皆さんには地域の安全・安心のため、今後も適切な施工に努めていただきたい」と本紙に回答した。

本紙が独自で、県内市町村へ現場代理人の兼務について取材を行ったところ、前橋市については、すでに130万円以下の小規模工事は従来から兼務可としているが、それ以上の規模の工事に対しては当面動きはなさそう。それ以外の市町村は「県の動向を見守ってから」との回答が多かった一方、県が兼務を検討していることを伝えても「特に考えていない」と話した市町村もあった。このような中、伊勢崎市については、新年度から130万円以下の小規模工事を兼務可能とすることを明らかにしたが、いずれにしても現段階の市町村は静観の構えといったようだ。ただ、工事書類の簡素化に関してもそうだが、やはり県の動向を見定めた上で、その後の対応を決める市町村がほとんどであるため、今後の各市町村の動向を注視していく必要がある。

同課建設政策室の木田仁室長は「管内一円工事や現場が特定されない維持補修工事に対しては、受注者が負担を強いられる状況。この現状を考慮し、今回兼務を認めることで改善を図ったわけだが、受注者の皆さんには地域の安全・安心のため、今後も適切な施工に努めていただきたい」と本紙に回答した。

本紙が独自で、県内市町村へ現場代理人の兼務について取材を行ったところ、前橋市については、すでに130万円以下の小規模工事は従来から兼務可としているが、それ以上の規模の工事に対しては当面動きはなさそう。それ以外の市町村は「県の動向を見守ってから」との回答が多かった一方、県が兼務を検討していることを伝えても「特に考えていない」と話した市町村もあった。このような中、伊勢崎市については、新年度から130万円以下の小規模工事を兼務可能とすることを明らかにしたが、いずれにしても現段階の市町村は静観の構えといったようだ。ただ、工事書類の簡素化に関してもそうだが、やはり県の動向を見定めた上で、その後の対応を決める市町村がほとんどであるため、今後の各市町村の動向を注視していく必要がある。

本紙が独自で、県内市町村へ現場代理人の兼務について取材を行ったところ、前橋市については、すでに130万円以下の小規模工事は従来から兼務可としているが、それ以上の規模の工事に対しては当面動きはなさそう。それ以外の市町村は「県の動向を見守ってから」との回答が多かった一方、県が兼務を検討していることを伝えても「特に考えていない」と話した市町村もあった。このような中、伊勢崎市については、新年度から130万円以下の小規模工事を兼務可能とすることを明らかにしたが、いずれにしても現段階の市町村は静観の構えといったようだ。ただ、工事書類の簡素化に関してもそうだが、やはり県の動向を見定めた上で、その後の対応を決める市町村がほとんどであるため、今後の各市町村の動向を注視していく必要がある。

本紙が独自で、県内市町村へ現場代理人の兼務について取材を行ったところ、前橋市については、すでに130万円以下の小規模工事は従来から兼務可としているが、それ以上の規模の工事に対しては当面動きはなさそう。それ以外の市町村は「県の動向を見守ってから」との回答が多かった一方、県が兼務を検討していることを伝えても「特に考えていない」と話した市町村もあった。このような中、伊勢崎市については、新年度から130万円以下の小規模工事を兼務可能とすることを明らかにしたが、いずれにしても現段階の市町村は静観の構えといったようだ。ただ、工事書類の簡素化に関してもそうだが、やはり県の動向を見定めた上で、その後の対応を決める市町村がほとんどであるため、今後の各市町村の動向を注視していく必要がある。

県監理課

低入等の算定方法改正

新年度に新公契連モデル

県監理課が建設工事にかかる最低制限価格および低入札価格調査基準価格の算定基準の改正で、新年度から新公契連モデルへと移行することがわかった。26日には県土整備部内の建設工事発注所属長へ通達文を送付した。

同課が新年度から見込む最低制限価格と低入札価格調査基準価格の見直しでは、現在の旧公契連モデル（直接工事費の100%＋共通仮設費の100%＋現場管理費の20%に100分の105を乗じた額）から新公契連モデル（直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の60%＋一般管理費の30%に100分の105を乗じた額）へと見直す。

同課の試算では、見直しによって設計価格に対する最低制限価格と低入札価格調査基準価格の割合が設計価格2000万円の道路改良工事で約7%アップし、1億円の同工事では約6%上がる見通しだ。

市町村の契約担当者などを集め、昨年末に開催した群馬県公共工事発注者連絡会議で明らかとなった「県内における自治体の入札契約制度のアンケート」の調査結果を見ても、最低制限価格

の算定方法は新公契連モデルが1自治体、旧公契連モデルが3自治体、独自算定が3自治体、未導入が19自治体となっている。

一方、低入札価格調査基準価格の算定方法については、新公契連モデルが1自治体、旧公契連モデルがゼロ、独自算定が1自治体、未導入が24自治体となっている。